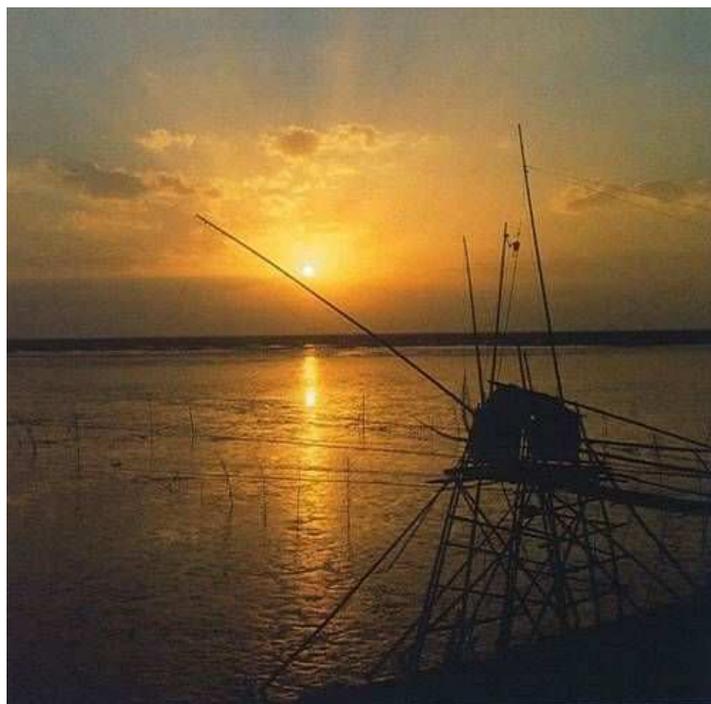


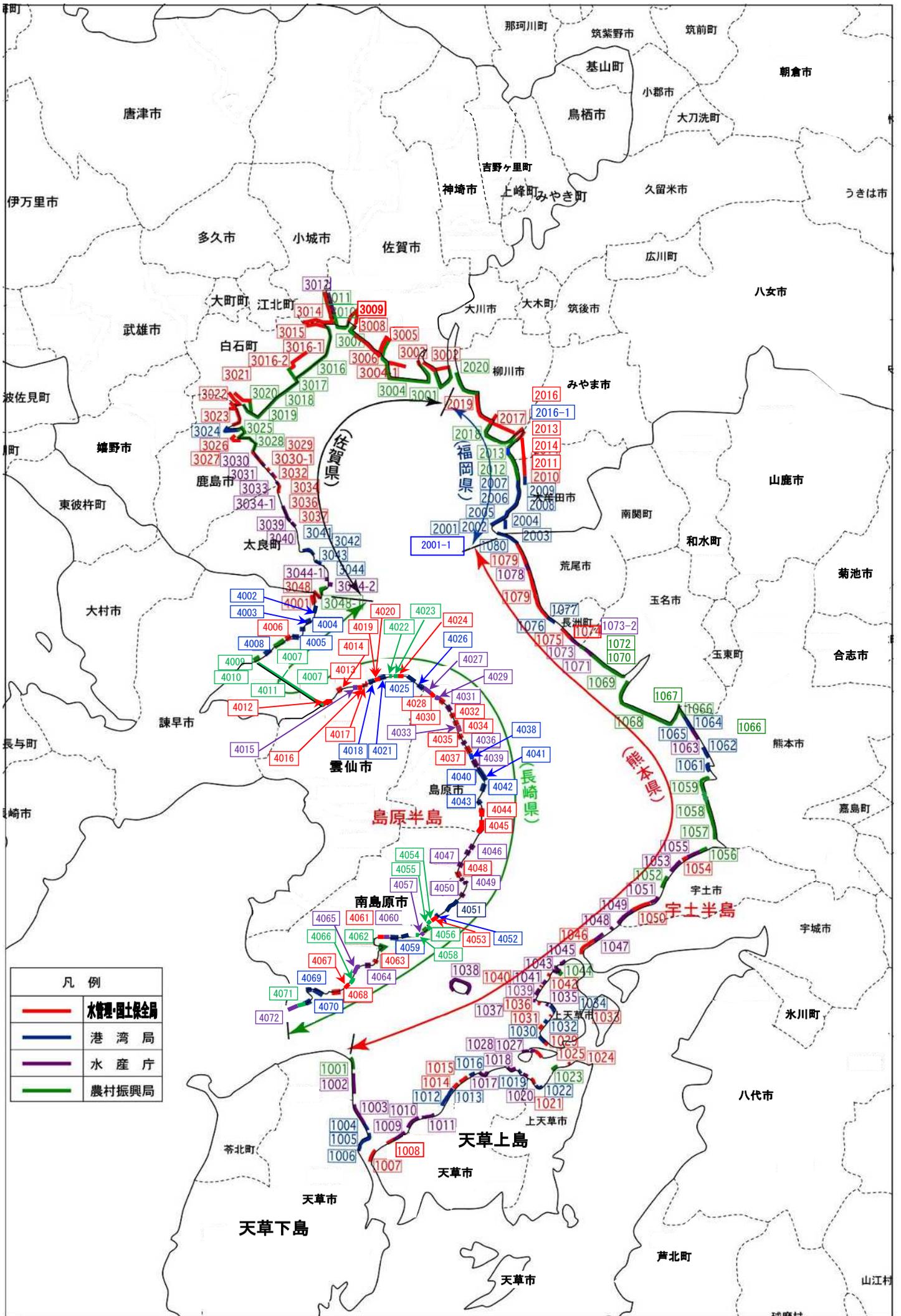
有明海沿岸海岸保全基本計画

海岸保全施設整備基本計画（案）



令和8年●月

福 岡 県



凡例	
—	水管理・国土保全局
—	港湾局
—	水産庁
—	農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	海岸保全施設を整備しようとする区域					海岸保全施設の種類、規模及び配置等 ^{注1)}								海岸保全施設による受益の地域及びその状況		整備の方向性		維持又は修繕の方法		
	県名	No	ゾーン名	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:H27年)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点 注2)		施設配置	受益の地域・状況		防護施策	配慮事項	維持又は修繕の方法
									延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況			
福岡県	2001	福岡・佐賀沿岸	三池港海岸(新港町地区)	大牟田市新港町	(港)	護岸、陸間、消波、樋管、水門	○	3.47	6.57	3.47	7.50	3.47	8.00	別 図 参 照 (図 2 ・ 1)	大牟田市	工業地、住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上	(堤防・護岸) 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (離岸堤) 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (水門) 定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	2001-1		三池港海岸(四山地区)	大牟田市新港町	(港)	護岸、消波、胸壁、樋門	○	2.59	6.47	2.59	7.50	2.59	8.00		大牟田市	工業地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2002		大牟田港海岸(岬町地区)	大牟田市岬町	(港)	護岸	○	1.96	7.57	1.96	7.50	1.96	8.00		大牟田市	公共施設、住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2003		大牟田港海岸(小川開地区)	大牟田市西新町	(港)	堤防(二線堤)	○	1.83	6.87	1.83	-	1.83	-		大牟田市	工業地、住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2004		大牟田港海岸(大牟田港地区)	大牟田市浜田町	(港)	護岸、陸間、胸壁(一部二線堤)	○	1.32	5.07	1.32	7.50	1.32	8.00		大牟田市	工業地、住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2005		大牟田港海岸(新開地区)	大牟田市新開町	(港)	護岸、陸間、消波、樋管(一部二線堤)	○	4.43	7.07	4.43	7.50	4.43	8.00		大牟田市	工業地、住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2006		大牟田港海岸(健老開地区)	大牟田市健老町	(港)	堤防、樋門(一部二線堤)	○	1.41	7.07	1.41	7.50	1.41	8.00		大牟田市	工業地、住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2007		大牟田港海岸(健老開第二地区)	大牟田市健老町	(港)	堤防、樋門、陸間	○	1.67	7.57	1.67	7.50	1.67	8.00		大牟田市	工業地、住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2008		大牟田港海岸(有明開地区)	大牟田市大字手鎌字有明開	(港)	堤防、樋門、陸間(一部二線堤)	○	1.18	7.07	1.18	7.50	1.18	8.00		大牟田市	住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2009		大牟田港海岸(深倉開地区)	大牟田市大字手鎌字深倉開	(港)	堤防、樋管(二線堤)	○	0.75	5.07	0.75	-	0.75	-		大牟田市	住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2010		大牟田海岸(深倉開地区)	大牟田市大字手鎌字深倉開	(河)	堤防(二線堤)	○	0.71	5.07	0.71	-	0.71	-		大牟田市	住宅地	高潮対策	防護と利便性の向上		
	2011		大牟田海岸(明治開地区)	大牟田市大字手鎌字明治開	(河)	堤防、樋管(二線堤)	○	1.66	5.07	1.66	-	1.66	-		大牟田市	農地、住宅地	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全		
	2012		三池第1海岸	大牟田市昭和開地先～みやま市高田町昭和開地先	(農)	堤防、樋門、排水機場、陸間	○	4.19	7.50	4.19	7.50	4.19	8.00		大牟田市、みやま市	農地、水産施設	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全		
	2013		三池第2海岸	みやま市高田町昭和開地先	(農)	堤防、樋門、排水機場、陸間	○	1.61	7.50	1.61	7.50	1.61	8.00		みやま市高田町	農地、水産施設	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全		
	2014		高田海岸(三十丁開地区)	みやま市高田町黒崎開字三十丁	(河)	堤防、水門、陸間(二線堤)	○	0.70	5.50	0.70	-	0.70	-		みやま市高田町	農地、住宅地	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全		
2015	高田海岸(永治開地区)	みやま市高田町永治	(河)	堤防(二線堤)	○	1.57	5.50	1.57	-	1.57	-	みやま市高田町	農地、住宅地	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全					

※所管:(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2・1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	海岸保全施設を整備しようとする区域					海岸保全施設の種類、規模及び配置等 ^{注1)}								海岸保全施設による受益の地域及びその状況		整備の方向性		維持又は修繕の方法		
	県名	No	ゾーン名	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:H27年)		施設規模(計画:R8年 2100年時点 注2)		施設配置	受益の地域・状況		防護施策	配慮事項	維持又は修繕の方法
									延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況			
福岡県	2016	福岡・佐賀沿岸	高田海岸(文久開地区)	みやま市高田町江浦字立花	(河)	堤防、樋管、排水機場(一部二線堤)	○	1.24	5.50	1.24	7.50	1.24	8.00	別 図 参 照 (図 2 ・ 1)	みやま市高田町	農地、住宅地	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全	(堤防・護岸) 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (離岸堤) 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 (水門) 定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	2016-1		高田海岸(昭和開地区)	みやま市高田町昭和開	(河)	堤防	○	1.04	7.08	1.04	7.50	1.04	8.00		みやま市高田町	農地、住宅地	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全		
	2017		大和海岸(谷垣開・永田開地区)	柳川市大和町永田開～谷垣開	(河)	堤防、樋門、排水機場、陸間(一部二線堤)	○	5.14	7.50	5.14	7.50	5.14	8.00		柳川市	農地、住宅地	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全		
	2018		大和干拓海岸	柳川市大和町大和干拓地先	(農)	堤防、樋門、排水機場	○	5.49	7.50	5.49	7.50	5.49	8.00		柳川市	農地、水産施設	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全		
	2019		柳川海岸(明治長栄橋本開地区)	柳川市吉富町～柳川市橋本町	(河)	堤防、樋管、消波、胸壁、陸間	○	6.23	6.10	6.23	7.50	6.23	8.00		柳川市	農地、住宅地	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全		
	2020		昭代干拓海岸	柳川市昭南町地先	(農)	堤防、離岸堤、排水機場、樋門	○	3.43	7.50	3.43	7.50	3.43	8.00		柳川市	農地、水産施設	高潮対策	干潟と背後の田園景観の保全		

注1) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意して決定する。

注2) 記載している代表天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の計画外力を基に算出した。なお、気候変動の予測の変化に応じて、今後、代表天端高を見直すことがある。

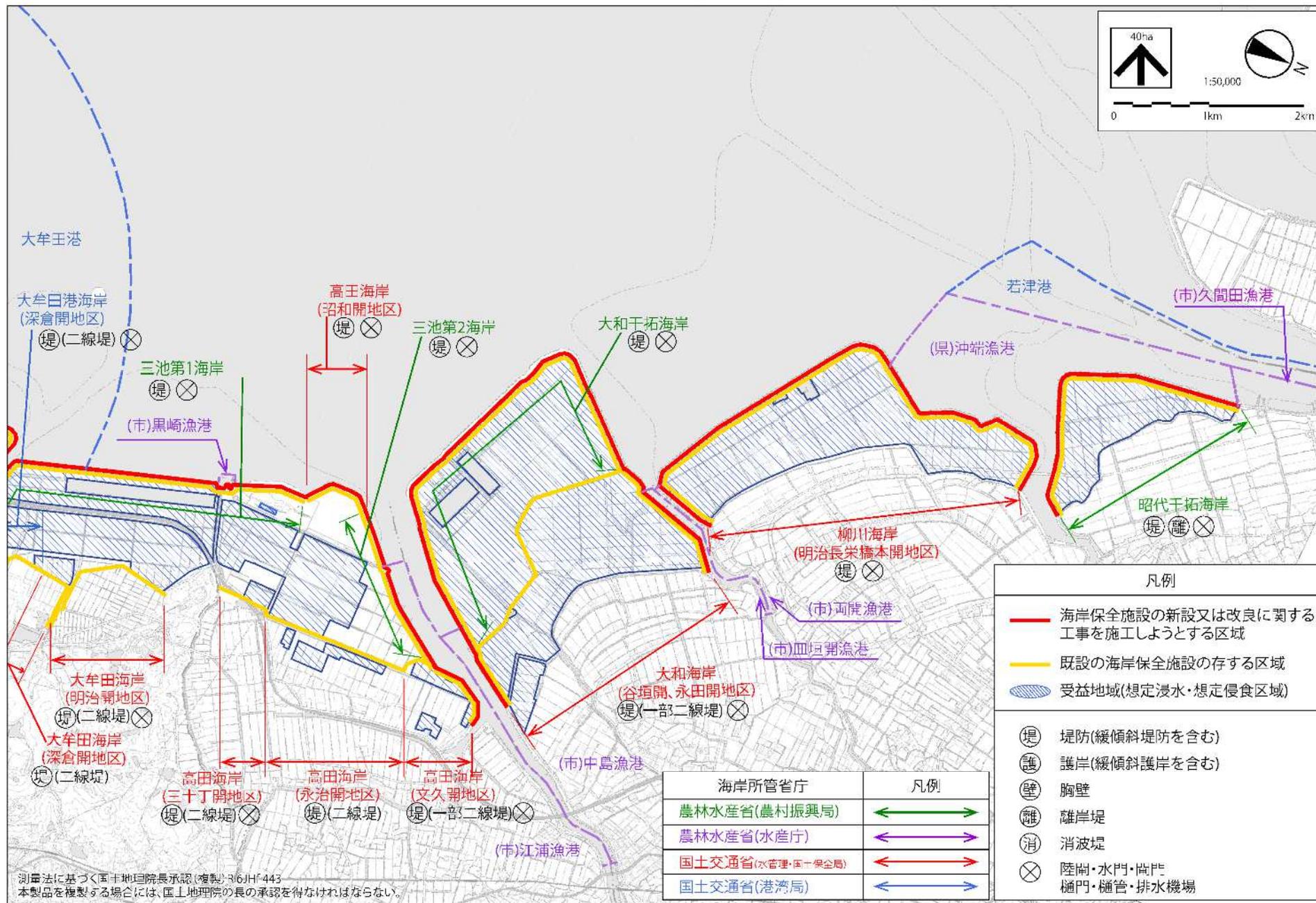


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域: 1/2

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R6JHf 443」本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

